

2017年2月10日

## 新商品「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」発売のお知らせ

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社（社長：丹保 人重）は、2017年4月2日（日）より、個人向け商品ブランド「&LIFE」シリーズにおいて、新商品「&LIFE新総合収入保障」「&LIFE新収入保障」を発売します。

近年、責任の重い世帯主への保障として、万一のときだけでなく、病気やケガによって就労不能状態や要介護状態となった場合の「働けなくなるリスク」への関心が高まっています。また、共働き世帯の増加や女性の社会進出の進展といった環境やライフスタイルの変化等を背景に、女性や若年層においても十分な保障を準備することの必要性が増しています。

当社では、これまででも万一の保障に加えて、医療、障害、介護等に対応する商品をご提供しご好評をいただいておりますが、「働けなくなるリスク」について保障範囲・内容をさらに拡充し、新たなラインアップとして、新商品「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」を発売します。

### 【商品構成】

お客様のニーズに合わせて保険契約の型をお選びいただけます。

	保険契約の型	死亡・高度障害	障害・介護	就労不能
&LIFE 新収入保障	I型	○	—	—
&LIFE 新総合収入保障	II型	○	○	—
	III型	○	○	○

「&LIFE 新総合収入保障」「&LIFE 新収入保障」は、「新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当」の販売名称です。

### 【主な特徴】

- 1. 万一のとき、年金をお受け取りいただけます**（&LIFE 新収入保障・&LIFE 新総合収入保障 共通）  
死亡されたとき、約款所定の高度障害状態になられたとき、収入保障年金、高度障害年金をお受け取りいただけます。
- 2. 働けなくなったとき、ご自身やご家族の生活を支える年金をお受け取りいただけます**（&LIFE 新総合収入保障）  
病気やケガで働けなくなったとき、下記の年金をお受け取りいただけます。「公的制度に連動した基準」または「当社基準」に該当されたときに年金をお受け取りいただける、わかりやすく幅広い保障範囲を実現しました。

年金の種類	公的制度連動	当社基準
生活障害年金 〔II・III型共通〕	国民年金法にもとづき、障害等級1級に認定されたとき	約款所定の特定障害状態になられたとき
生活介護年金 〔II・III型共通〕	公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態と認定されたとき	約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
特定就労不能障害年金 〔III型のみ〕	約款所定の病気により、国民年金法にもとづき、障害等級2級に認定されたとき（精神障害等を除く）	約款所定の病気により、約款所定の特定就労不能障害状態になられたとき

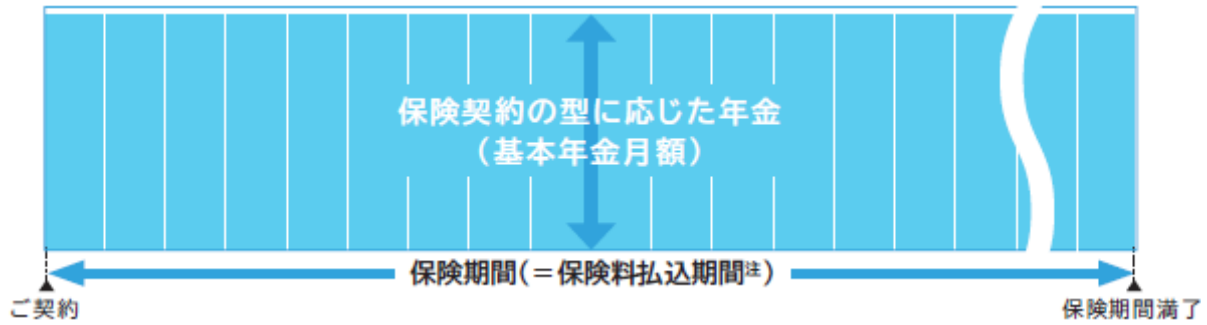
- 3. もしものとき、保険料のお払込みが不要になります**（&LIFE 新収入保障・&LIFE 新総合収入保障 共通）  
新保険料払込免除特約を付加することにより、「悪性新生物（ガン）<sup>注</sup>と診断確定されたとき、心疾患・脳血管疾患により入院されたとき」、以後の保険料のお払い込みが不要となり保障はそのまま継続します。  
注 上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
- 4. 健康状態や喫煙歴等により保険料がお安くなります**（&LIFE 新収入保障・&LIFE 新総合収入保障 共通）  
被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴に応じて保険料を割り引く「健康優良割引」を付加することができます。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
経営企画部 広報グループ 酒井・柳田 TEL 03-5539-8309  
商品部 商品販売支援グループ 森・河村 TEL 03-5539-8326

《参考》

I. 商品（主契約）のしくみ



注 保険料払込期間については、保険料をお払込みいただく期間が保険期間よりも短い（短期払）タイプもお取り扱いします。

II. 保障内容

保険契約の型	年金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
&LIFE 新収入保障 I型	収入保障年金	死亡されたとき	<b>基本年金月額</b> お支払事由に該当された日を第1回年金支払日として基本年金月額をお支払いします。 以後保険期間満了時までお支払事由に該当された日の月単位の応当日に基本年金月額をお支払いします。
&LIFE 新総合収入保障 II、III型	高度障害年金	病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき	
&LIFE 新総合収入保障 II、III型	生活障害年金	病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1級の状態に該当していると認定されたとき ・約款所定の特定障害状態になられたとき	
	生活介護年金	病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ・公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・満65歳未満の被保険者について約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき	
&LIFE 新総合収入保障 III型	特定就労不能障害年金	約款所定の病気で、次のいずれかに該当されたとき ・国民年金法にもとづき、障害等級2級の状態に該当していると認定されたとき ・約款所定の特定就労不能障害状態になられたとき	

※保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

※収入保障年金・高度障害年金・生活障害年金・生活介護年金・特定就労不能障害年金は、重複してお支払いできません。

※年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。最低支払保証期間は、5年（60回）・2年（24回）・1年（12回）から選ぶことができます。

※保険料払込期間中に解約したときは解約返戻金がありません。ただし、保険料払込期間が保険期間よりも短い場合、保険料払込期間満了後に解約返戻金が発生する場合があります。すべての保険料が払い込まれていないときは、解約返戻金がありません。解約返戻金があるときは、保険料払込期間満了後、解約返戻金は期間の経過とともに減少し、保険期間満了時には0円となります。

<特定就労不能障害年金について>

■特定就労不能障害年金の対象となる病気は、約款別表に記載された次の病気です。

悪性新生物（ガン）<sup>注</sup>、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎尿路系の疾患、消化器系の疾患、血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害、呼吸器系の疾患

注 上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除きます。

■国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級2級の状態のうち、次のいずれかに該当していると認定された場合、特定就労不能障害年金はお支払いできません。

- ・障害等級2級の第16号（精神の障害であって、第1号から第15号までと同程度以上と認められる程度のもの）
- ・障害等級2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が第1号から第16号までと同程度以上と認められる程度のもの）

### Ⅲ. 付加できる主な特約

新保険料払込免除特約  
リビング・ニーズ特約  
区分料率適用特約

### Ⅳ. 保険料例（月払・口座振替扱）

#### <ご契約例1 &LIFE 新総合収入保障>

新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当

保険契約の型：Ⅲ型、最低支払保証期間2年、基本年金月額15万円、保険期間・保険料払込期間：65歳  
区分料率適用特約

（単位：円）

ご契約 年齢	新保険料払込免除特約付				新保険料払込免除特約なし			
	男性		女性		男性		女性	
	標準体	SD 非喫煙 優良体	標準体	SD 非喫煙 優良体	標準体	SD 非喫煙 優良体	標準体	SD 非喫煙 優良体
25歳	7,950	6,435	5,340	4,485	7,500	6,060	4,980	4,170
30歳	8,820	7,095	5,865	4,935	8,205	6,585	5,370	4,515
35歳	9,990	7,950	6,450	5,490	9,150	7,245	5,835	4,935
40歳	11,325	8,940	7,020	5,955	10,215	8,040	6,300	5,355
45歳	12,660	9,975	7,290	6,210	11,175	8,775	6,585	5,595

#### <ご契約例2 &LIFE 新収入保障>

新収入保障保険（払込期間中無解約返戻金型）無配当

保険契約の型：Ⅰ型、最低支払保証期間2年、基本年金月額15万円、保険期間・保険料払込期間：65歳  
区分料率適用特約

（単位：円）

ご契約 年齢	新保険料払込免除特約付				新保険料払込免除特約なし			
	男性		女性		男性		女性	
	標準体	SD 非喫煙 優良体	標準体	SD 非喫煙 優良体	標準体	SD 非喫煙 優良体	標準体	SD 非喫煙 優良体
25歳	5,880	4,350	3,720	2,865	5,550	4,110	3,450	2,640
30歳	6,510	4,755	4,215	3,285	6,060	4,395	3,870	3,000
35歳	7,395	5,325	4,710	3,735	6,765	4,860	4,245	3,360
40歳	8,460	6,060	5,115	4,065	7,605	5,415	4,590	3,645
45歳	9,390	6,705	5,265	4,200	8,265	5,880	4,740	3,765

#### <健康優良割引について>（区分料率適用特約）

被保険者の健康状態その他が当社所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより、健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴に応じて保険料を割り引きます。

非喫煙者の基準	■過去1年間喫煙していないこと
優良体の基準 （右記のすべてに該当）	■血圧値が当社所定の範囲内であること ■BMI（ボディ・マス・インデックス）値が当社所定の範囲内であること
優良運転者の基準 （右記のいずれかに該当）	■自動車保険の契約等級12等級以上であること ■「ゴールド運転免許証」を持っていること ■運転免許を持っていないこと ※免許の取り消し・停止の場合を除きます。

※「健康優良割引」は「区分料率適用特約」の販売名称です。

※「SD」とは、本特約における「優良運転者（セーフティ・ドライバー）」を示す当社の呼称です。

※「健康優良割引」の各基準に該当しないからといって、被保険者の健康状態や運転技術が必ずしも優良ではないということではありません。

以上